

令和 6 年 7 月 1 日
都市局建築部機械設備課

学校に用いるステンレス管の積算単価について

学校の給水工事に用いる給水管及び給湯管については、令和 4 年 4 月 21 日付で一般配管用ステンレス鋼鋼管（拡管式接合 60SU 以下）の積算に用いる単価の運用をお知らせしておりましたが、このたび令和 6 年 7 月単価から以下のとおり運用を変更しましたのでお知らせいたします。

単価名：学校用給水・一般配管用ステンレス鋼鋼管
学校用給湯・一般配管用ステンレス鋼鋼管

単価構成：単価算出については以下の方法を用いています。

公共建築工事標準単価積算基準（令和 6 年版）

第 4 編 機械設備工事

第 1 節 新営工事 第 1 節 共通工事 1 配管工事

表 M1－1－37 一般配管用ステンレス鋼鋼管（給水・給湯）拡管式接合
における機械室・便所配管の材料－継手が（管単価×2.65）から（管単価×4.27）
へ変更になったことに伴い、下記のとおりの補正率を変更しています。

① 機械室・便所配管

材料－継手（管単価×率）に対して 1.59 を乗じる

（旧）国の基準（2.65）×学校用補正（2.56）

（新）国の基準（4.27）×学校用補正（1.59）

② ①以外

材料－継手（管単価×率）に対して 2.56 を乗じる

（変更なし）

適用：令和 6 年 7 月単価から

【お問い合わせ先】

都市局建築部機械設備課

電話：011-211-2828 メールアドレス：kikaisetsubi-1@city.sapporo.jp

※電話番号及びメールアドレスは共通です